

令和2年2月4日

株式会社レノ  
株式会社エスグラントコーポーション

## 株式会社レオパレス21の1月31日付けリリースについて

昨日、株式会社レオパレス21（以下「レオパレス」といいます。）がリリースした「提案株主らに対する書面の送付について」を受領しました。

書面に記載されていた内容は、①弊社らが推薦する取締役候補の大村氏および弊社らを含む大村氏関係者全員の連名で内部情報を利用してレオパレス株式の売買をしない旨の誓約書と、②大村氏関係者等と利益相反の可能性のあるあらゆる取引についての取締役会を含む審議等について大村氏が辞退する（弊社らが大村氏に指示して辞退させる）旨の大村氏関係者全員の連名による誓約書の提出を要求するものとなっています。

回答書として、添付の書面を本日付けでレオパレス宛てに送付しています。

弊社らは、インサイダー取引を含む法に触れるような株式取引は当然のことながら一切行いません。

株主に対して、株主が違法行為を行う可能性があるとしてこのような要求を行うこと自体、甚だ礼を失した行為です。

また、弊社らが、大村氏をして取締役会への出席を辞退せしめることを要望していますが、臨時株主総会を経て選任されたときは、大村氏は弊社らが選任したものではなく、株主総会という法に定められた手続きを経て株主全員の総意として選任されるものであり、その取締役の行為について弊社らが止めることを求めるという行為自体が取締役とは何かということを理解していない要請だと言わざるを得ません。

自らの意に沿わないものに対して、株主に対して違法行為を行う可能性があるとして、現在の取締役が提出をしていない誓約を求める姿勢には大きな問題があると考えます。

以上

令和2年2月4日

株式会社レオパレス  
代表取締役社長 宮尾文也 様

株式会社レオパレス  
代表取締役 福島啓修  
株式会社エスグラントコーポレーション  
代表取締役 池田龍哉



貴社の1月31日付け書簡に対し、以下の通りご回答申し上げます。

(1) 金融商品取引法166条に定めるインサイダー取引規制に抵触し又は抵触するおそれがあるか否かを問わず、大村様、大村様が役員、業務執行者、代理人、使用人その他の従業者を務める会社ないし組合及び貴社らを始めとするこれらの共同保有者（以下「大村様関係者」という）全員の連名による、当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書

（回答）

弊社は、インサイダー取引規制に抵触する取引を含めて法令に違反する売買を行うことはありません。このように当然のことについて誓約書を提出せよというのは、はなはだ礼を失しているように思われます。

(2) 大村様関係者全員の連名による、大村様関係者、大村様関係者の直接・間接の株主・出資者ないし組合員、又は、大村様関係者に当たる組合等の業務執行組合員ないし投資に関する助言を継続的に行っている者の利益と、当社又は当社一般株主の利益とが相反する可能性が存するあらゆる取引等（上記の者と当社との間の合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織再編行為その他のM&A取引等を含みますが、これらに限らない）につき審議がなされる当社取締役会その他の当社の会議体への出席（オブザーバーとしての出席を含む）を大村様が辞退する（ないし大村様をして辞退せしめる）旨の誓約書

（回答）

大村氏は、貴社株主総会において貴社株主により選任されて取締役就任するものであり（弊社が選任するわけではありません。）、取締役としての取締役会等への出席や議決権行使は大村氏が会社法や善管注意義務に従って判断すべき事柄です。にもかかわらず、弊社が大村氏に貴社取締役としての職務執行について指示せよというのは、とてもおかしい話です（貴社は「大村様をして辞退せしめる」と表記されています。）。貴社は、取締役は株主総会で株主が選任するものであり、形式的には会社に対する関係で、実質的には全ての株主に対してする関係で善管注意義務を果たす義務を負うという基本をお忘れになっているのではないのでしょうか。

以上

令和2年2月4日

株式会社レオパレス  
代表取締役社長 宮尾文也 様

大村将裕 

貴社の1月31日付け書簡を拝見いたしました。

貴社は同書簡で誓約書の提出を求めておられますが、同書簡に対するご回答に先立ち、前提となる考え方についてお伝え申し上げます。

今回、私が臨時株主総会で取締役を選任されるということは、レノないイエスグラントから選ばれるものではなく、株主全員から選ばれたこととなります。

そして、株主総会決議に基づいて取締役に就任する場合には、形式的には会社に対する関係で、実質的には全ての株主からの委託を受けた取締役としての善管注意義務を負いながら、貴社の業務に携わるものだと考えております。

この考えを念頭に置きつつ、以下の通りご回答申し上げます。

(1) 金融商品取引法166条に定めるインサイダー取引規制に抵触し又は抵触するおそれがあるか否かを問わず、大村様、大村様が役員、業務執行者、代理人、使用人その他の従業者を務める会社ないし組合及び貴社らを始めとするこれらの共同保有者（以下「大村様関係者」という）全員の連名による、当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書

(回答)

私が取締役に就任する場合、貴社の他の取締役と同様、貴社所定の貴社株式に関する売買規程を遵守する所存です。内容を確認いたしますので、まずは同規程を開示いただけますでしょうか。

(2) 大村様関係者全員の連名による、大村様関係者、大村様関係者の直接・間接の株主・出資者ないし組合員、又は、大村様関係者に当たる組合等の業務執行組合員ないし投資に関する助言を継続的に行っている者の利益と、当社又は当社一般株主の利益とが相反する可能性が存するあらゆる取引等（上記の者と当社との間の合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織再編行為その他のM&A取引等を含みますが、これらに限らない）につき審議がなされる当社取締役会その他の当社の会議体への出席（オブザーバーとしての出席を含む）を大村様が辞退する（ないし大村様をして辞退せしめる）旨の誓約書

(回答)

選任を受けて取締役に就任した場合、前記のとおり、形式的には会社に対する関係で、

実質的には全ての株主に対する関係で善管注意義務を果たす義務があるものと考えますので、具体的な状況のもとで利益相反等の理由から取締役会等に出席しないことや議決権を行使しないことが会社法上要請され、又は善管注意義務に適用のものであると判断すれば、そのようにいたします（例えば、貴社と株式会社レノとの間の契約についての取締役会決議には参加しないことになるでしょう）。しかしながら、あらかじめ上記のように抽象的なお約束をすることは、取締役としての善管注意義務に反するものと考えます。

以上のご回答内容にご同意いただき、かつ、会社提案の社外取締役候補及び現任の取締役も同様に誓約書を提出するというのであれば（私だけが提出するのは不合理的だと思います。）、上記のご回答内容に沿った誓約書を提出させていただきます。

以上